

○施策提言 7件

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体(部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)
1	ビニールハウスを利用したイチゴ狩り等の県内許可基準の統一	<ul style="list-style-type: none"> 農業用施設として、イチゴのビニールハウスを建設した後に、イチゴのビニールハウスを観光農園(イチゴ狩り施設)へ変更しようとしたところ、安全面に支障があるとして(不特定多数の人を集客するため)イチゴ狩り施設の建築確認申請が必要と指摘された。 県内で、基準が統一されていないように思うので、統一してほしい。 	青木養鶏場	建築安全推進課 建築確認検査室	<ul style="list-style-type: none"> 温室(ビニールハウスを含む)の建築基準法での取扱いについては、県及び県内特定行政庁(県内市、確認検査機関等)から組織される「静岡県建築行政連絡会議」において整理されており、県内で統一されている。 その上で、個別案件の判断については、特定行政庁の権限で実施されている。 <p>静岡県行政連絡会議基準総則「温室の取扱いについて」</p> <p>(1) 屋根・覆いが、取り外しが自由で簡易なものは建築物として取り扱わない。</p> <p>(2) 屋根がガラスであっても農業生産用の温室は建築物として取り扱わない。</p> <p>(3) <u>不特定多数が観覧するための温室は建築物として取り扱う。</u></p>	その他(県内の統一基準あり)	<ul style="list-style-type: none"> イチゴ狩り施設のような、不特定多数が出入りする温室は、利用者の安全を確保するために、法に適合するよう建築確認申請を行うことが必要である。 温室(ビニールハウスを含む)の建築基準法での取扱いについては、県内で統一された基準は既にあるが、今後も関係機関で基準の確認を行っていく。
2	位置指定道路設置に関する県内市町基準の統一	<ul style="list-style-type: none"> 位置指定道路の設置については、通り抜けのできない道路を認める場合と認めない場合があるなど、市町ごとに見解が統一されていないため、これを統一してほしい。 また、6m幅員道路を設置する計画の場合には、終端・中間における転回路は不要にして欲しい。 	一般社団法人静岡県都市開発協会	建築安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> 位置指定道路については、建築基準法施行令第144条の4第1項第1号において、原則、両端が他の道路に接続するものであるが、ただし書きの規定により袋路状道路(通り抜けできない道路)とすることができるものと規定されている。 同法第42条第1項5号の規定による道路位置指定については、同法に基づく特定行政庁(県内では県、16市)が指定の権限を有しているため、各特定行政庁が、同法施行令第144条の4において規定された基準をもとに、独自の道路位置指定基準を定めている。 なお、袋路状道路のうち幅員6m以上の道路については、県内のいずれの特定行政庁も、道路の終端・中間に転回路(転回広場)の設置は不要としている。 	対応困難(一部は現行制度で対応可)	<ul style="list-style-type: none"> 指定権限を有する各特定行政庁は、地域の状況に応じて道路位置指定基準を定めているため、県内において袋路状道路の基準を統一することは困難である。 県としては、各特定行政庁の指定基準をまとめて公表するなど、わかりやすい情報提供に努める。
3	用途地域境における建築物の用途制限の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域においては、用途地域が定められており、建築できる建物に制限がある(例:第二種住居地域には営業倉庫は建築できない)。 用途地域境でかつ周辺土地の利用状況に即した土地利用である場合には、建築物の用途制限の緩和を認めて欲しい(例:準工業地域に隣接する第二種住居地域における営業倉庫の建築許可)。 	一般社団法人静岡県都市開発協会	建築安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第48条、同法別表第2において、各用途地域内で建築できる又は建築できない建築物の用途が定められている。 例えば、第二種住居地域では、主として住居の環境を保護するため、同法別表2(へ)第5号で「倉庫業を営む倉庫」は建築できないこととなっている。 また、敷地が2以上の異なる用途地域にまたがる場合は、敷地の過半の属する区域の規定が適用される(同法第91条)。 	その他(個々のケースに応じて対応)	<ul style="list-style-type: none"> 同法第48条第6項ただし書きに、「特定行政庁が第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可」できる規定があるので、許可を受けることにより、同法別表第2に規定された建築できない用途の建築物も建築可能となる。 なお、許可を受けるためには、同法同条第14項の規定により、「公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得ること」が要件となるため、個々のケースに応じて対応することとなる。

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体(部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)
4	土地利用事業に係る指導及び開発許可審査期間に関する基準の統一	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用事業に係る指導及び開発許可の審査期間について、市町ごとの差が大きいため、これを統一して欲しい。 	一般社団法人静岡県都市開発協会	土地対策課	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用事業に係る指導は法令で定める基準のほか、各市町における河川や道路の整備状況等に応じて設ける指導基準に基づいて行われる行政指導であり、審査に要する期間は各自治体がそれぞれの審査内容に応じて定めている。県土地利用指導要綱では申請から承認までの期間を120日としている。 開発許可の審査期間に関して、県では、静岡県許認可事務処理規程の中で都市計画法第29条の開発許可に係る標準処理期間を30日と定めており、各市町においても、市町の実情に応じて適切な事務処理期間を定めている。 	対応困難(市町への支援を継続)	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用事業に係る指導に関しては、市町ごとにまちづくりにとって必要と考える指導基準により行政指導を行っており、指導内容が各市町で異なることから、県において審査期間を統一することは困難である。 開発許可の審査期間については、同様の規模・内容の事業計画であっても都市計画の区域区分の違いや周辺の土地利用状況等により審査内容が異なっており、市町ごと、案件ごとに処理期間に差が出てくるところであり、御理解をいただきたい。 県では、開発許可や土地利用指導に関する市町からの相談に随時対応しているほか、県と市町との連絡協議会の場で具体的な事例等に沿って意見交換を行うなど、判断基準の明確化や審査レベルの維持向上を図っており、こうした市町への支援を通して審査期間の短縮化が図られていくものと考えている。
5	介護人材の確保について	<ul style="list-style-type: none"> 介護人材確保のため、沼津から平塚のハローワークが共同で、介護人材の採用説明会を行った。説明を聞きに来てくれる人は多いが、その後の人材確保までに結びつく施策が必要。 	小山町社会福祉協議会	介護保険課	<p>福祉職場体験事業 予め体験可能な施設を示して、その中から最大4施設、計10日間以内で職場体験ができる。</p> <p>壮年活躍実践講座 壮年世代を対象に、福祉・介護の入門的な講座を開催し、就業へと導く。</p> <p>介護人材育成事業 介護の資格のない方に、介護施設で働きながら実務を経験しつつ介護資格の介護職員初任者研修を受講してもらうなど、人材の育成を図り、介護施設への正規雇用に向けて支援する。</p>	現行制度で対応	<ul style="list-style-type: none"> 採用説明会などに参加し、介護へ興味を抱いた方々のその後の就業に結びつくよう、左記の事業実施により、更なる介護人材の定着を図っていく。
6	介護職希望者への住宅確保	<ul style="list-style-type: none"> 介護職を希望する方が、働き先がみつかったも、住居が見つからないことがある。公営住宅に介護人材確保の特別枠を設ける等の介護職希望者に対する住宅確保に関する配慮が必要。 	小山町社会福祉協議会	介護保険課 公営住宅課 くらし・環境部政策監	<p>現在の住宅確保に関連した施策として、以下の施策の活用が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護職員として再就職する際に必要となる費用を貸し付ける制度「再就職準備金」があり、「復職に係る費用」には、転居に伴う費用や、通勤用自転車・バイク等購入費も対象となり、住宅確保等に資するものとする。(最大40万円、介護の業務に2年間従事することで、返還が免除される。) その他に、小山町を含む県内市町の空き家情報等を集約した「静岡県空き家バンク」を開設し、本県への移住希望者に対して、情報提供している。また、ふじのくにに住みかえる推進本部等に参加している不動産業者との連携による物件情報の提供も行っている。 <p>なお、公営住宅制度は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを趣旨としている。(公営住宅法第1条)</p> <p>ただし、国から「公営住宅の地域対応活用について」、が通知され、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内(空き家がある状況)で地域の実情に応じた弾力的な活用が可能となった。(例、地域における農林水産業等の長期研修を希望する若年単身者向けの住宅を確保する必要があるため。)</p> <p>公営住宅の地域対応 <事業主体>公営住宅を運営する地方公共団体 <期間>原則1年以内</p>	現行制度で対応	<ul style="list-style-type: none"> 地域によっては、市町営住宅を含めた空き家住戸が多い団地も有るが、公営住宅の地域活用については、期限も原則1年と限られている。介護人材の確保に向けては、住宅確保に困らないような、処遇改善の推進が必要であると考えられる。 国の平成29年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算の拡充として、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、1.14%の介護報酬改定が行われたところであるが、介護職員確保のため、更なる引き上げを国に要望していく。

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体 (部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細（対応策）
7	行政による空き情報の把握と活用の検討	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の活用という課題に対して民間では、空き家の所有者を調べるなど困難な部分が多い。 空き家実態の調査を、その活用について民間と協力して取り組んでもらいたい。 	(株)アイワ 不動産	住まいづくり課	<ul style="list-style-type: none"> 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 27 年 5 月に全部施行され、市町の税務部局が保有する課税情報を、空き家対策のために市町内部で利用できることとなったが、課税情報を含む空き家所有者情報は、民間事業者等の外部に提供できない。 国は、昨年 3 月、市町の空き家部局が収集・保有する空き家所有者情報を外部に提供するに当たっての法制的な整理等を内容とするガイドライン（試案）を策定・公表。 	対応予定	<ul style="list-style-type: none"> 現在、県内の 29 の市町が空き家の実態調査を実施済み、または実施予定である。 平成 28 年度から 29 年度にかけて県が主催し県内 18 市で開催した「空き家に関するワンストップ相談会」では、延べ 200 組 360 件以上の相談に対応した。相談会では、「空き家を活用したい」という相談が多いことから、活用を希望する空き家所有者等に対して、空き家バンクへの登録等を進めるとともに、不動産団体等を通じて、不動産取引業者と空き家の所有者のマッチングを検討していく。 県内の全市町と県で構成する「静岡県空き家等対策市町連絡会議」において、国が策定した「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン（試案）」の活用方法を検討している。